例は、任意の共同申請による場合を含めて、当該登記の抹消に代わる 所有権移転の登記を許容している。」

- 第2 京都府八幡市八幡西髙坊 9-1:全部事項証明書:(土地)](甲第4号証) の、「第2 権利部(甲区)(所有権に関する事項)」
  - (8) 順位番号:8

登記の目的:所有権移転。

受付年月日・受付番号:平成30年10月31日、第23091号。 権利者その他の事項: [原因] 平成30年10月31日売買。

[所有者] 中華人民共和国遼寧省撫順市清原満

州族自治県清原鎮石花街9号楼1単元302室。魏国珍。

- ※ 上記(8)の事実関係の詳細については、「[4] 甲**第4号**証[京都府八幡市八幡西髙坊9-1:全部事項証明書:(土地)]について。」を参照されたい。
- ※上記〔5〕の〔判例〕について。

「判例は、早くから、『登記上の所有名義人』(本件では、本件土地の買主である「魏国珍」は、上記本件土地の真正な所有者ではない。(本件では、宗和建物株式会社発行の全株式500株を所有し、宗和建物株式会社の商号変更後の株式会社泰晋の代表取締役として同社の上記全株式500株を所有する)である大塚万吉である。したがって、本件土地の『登記上の所有名義人』である「魏国珍」は、本件土地の真正な所有者であり、本件土地を所有する株式会社泰晋の全株式を所有する大塚万吉と株式会社泰晋のために、その所有権の公示に協力すべき義務を有し』、また、『真正な所有者である株式会社泰晋と大塚万吉は、所有権に基づき登記上の所有名義人(「魏国珍」)に対し、その協力義務の履行として登記の抹消又はこれに代わる所有権移転の登記を請求できる』としており(大判昭和16年6月20日、民集20巻888頁)」、また、登記実務においても、これが確立した判例となっている。

したがって、判例は、任意の共同申請による場合を含めて、当該登記の 抹消に代わる所有権移転の登記を許容している。」

よって、本件土地の真正な所有者である株式会社泰晋と大塚万吉には、